

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年5月22日（令和2年（行情）諮問第261号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（行情）答申第42号）

事件名：「特殊教育資料（昭和46年度又は古いもの）」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特殊教育資料（昭和46年度又は古いもの）（障害児・発達障害者支援室に対する開示請求）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月27日付け厚生労働省発障1227号第9号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、令和元年10月30日付け（同月31日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。

これに対して、処分庁が令和元年12月27日付け厚生労働省発障1227号第9号により不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、令和2年2月3日付け（同月4日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした原処分は妥当であり、これを維持することが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象文書を保有していないことについて

本件審査請求に係る開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

特殊教育資料（昭和46年度又は古いもの）については、障害児・発達障害者支援室では、作成又は取得したことはなく、特殊教育資料（昭和46年度又は古いもの）についての文書を保持していないため、不開示とした原処分は妥当であると考えます。

また、本件審査請求に当たり、他に開示対象文書がないか探索したが、他に該当するものは確認されなかった。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年5月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和3年4月9日 審議
- ④ 同年5月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特殊教育資料（昭和46年度又は古いもの）（障害児・発達障害者支援室に対する開示請求）」である。

処分庁は、本件対象文書を作成又は取得・保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書の名称中の「障害児・発達障害者支援室」とは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室（以下「障害児・発達障害者支援室」という。）のことである。

イ 開示を求められている「特殊教育資料」は、文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において作成・公開している資料であると認識しているところ、本件開示請求の対象とされた障害児・

発達障害者支援室では保有する必要がないため、保有していない。

ウ 念のため障害児・発達障害者支援室の執務室内，書庫，倉庫及びパソコン上のファイル等を探索したが，本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に不自然，不合理な点は認められず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 泉本小夜子，委員 磯部 哲